



国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

●保険料免除制度

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に申請し、承認されると次のように保険料の納付が免除になります。

①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書と合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

●保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

●申請免除等の承認期間と申請時期について

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。

令和6年度の免除申請は7月1日（月）から申請可能です。

また、申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

●問 合 せ 住民福祉課 ☎82-1226 秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

本人通知制度のご案内

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。（公用請求や職務上請求は対象外です）

登録を希望される方は、本人確認書類をお持ちになり、窓口へお越しください。窓口に来られない場合は、申請書と本人確認書類のコピーを郵送していただくことも可能です。

※また、登録の有無にかかわらず、不正取得が明らかになった場合は、「住民票等の不正取得通知制度」により、ご本人に通知をお送りいたします。

●問 合 せ 住民福祉課 ☎82-1226

令和5年度住民基本台帳閲覧報告

東秩父村住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱第14条第1項第1号および第2号に規定により公表いたします。

●機関名称 埼玉県

●事由概要 令和5年度県民満足度調査

●閲覧日 令和5年5月25日（木）

●閲覧範囲 令和5年4月30日現在18歳以上の住民

●問 合 せ 住民福祉課 ☎82-1226